



いずみ会議所だより

発行所/和泉商工会議所
〒594-1144 和泉市テクノステージ3丁目1-10
TEL: 0725-53-0330 FAX: 53-4747
ホームページ: <http://www.izumicci.jp>
Eメール: info@izumicci.jp

第83回常議員会を開催!!

日時 令和5年3月8日(水) 午後2時より **場所** 和泉商工会議所 2階大会議室



山本会頭 挨拶

議案

第1号議案 令和4年度収支更正予算書(案)決定の件

第2号議案 令和5年度事業計画書(案)並びに収支予算書(案)決定の件

上程した議案すべてにおいて、満場一致で承認可決された。

尚、上記の議案の内容につきましては、3月28日開催の通常議員総会にて承認後掲載させていただきます。



山下副会頭 閉会挨拶



健康経営優良法人2023の認定を受けました。

和泉商工会議所では、職員が働きやすい職場環境を推進するため、2020年度から健康経営の活動に取り組んでいます。

この度、日本健康会議から「健康経営優良法人2023(中小企業法人部門)」の認定を受けました。当所は、毎朝のラジオ体操や、健康診断の受診勧奨など職員の健康管理等の取り組みを行っております。また、アクサ生命保険(株)大阪南営業所と連携を図りながら、会員事業所の皆様の健康経営の取り組みを促進いたします。

*健康経営優良法人認定制度とは

健康増進のための取り組みを実践している企業の中から、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を日本健康会議が認定する制度です。

この制度は2016年に経済産業省が創設し、認定を受けるためには毎年申請が必要です。

健康経営優良法人に認定されることで、従業員だけでなく求職者や関係機関から「従業員等の健康管理に戦略的に取り組んでいる法人」として評価を受けることができます。



新たに議員にご就任頂いた方々のご紹介

(順不同)



常議員

三協織布株式会社

代表取締役

池邊 豪俊 氏

1号議員

株式会社グローヴアーツ

代表取締役

高原 洋一 氏

泉北経済団体懇談会を開催!!



去る2月15日(水)に、忠岡町、泉大津、高石、和泉市の三市一町で組織される泉北経済団体懇談会(忠岡町商工会 幹事)を開催。本所からは、山本会頭をはじめ高橋副会頭、中尾副会頭、橋本専務理事、森事務局長、森本が出席しました。

まず、幹事商工会の萬野俊史会長の開会挨拶の後、杉原健士忠岡町長より来賓のご挨拶を頂きました。

来賓として三市一町の首長様、また、役員改選により新たに副会頭にご就任されました方々をご紹介され、次回当番幹事の当所、山本恭弘会頭より乾杯の御発声の後、活発に意見交換が行われ、有意義な情報交換の場となりました。

女性会だより

大阪府商工会議所 女性会連合会研修交流会に参加

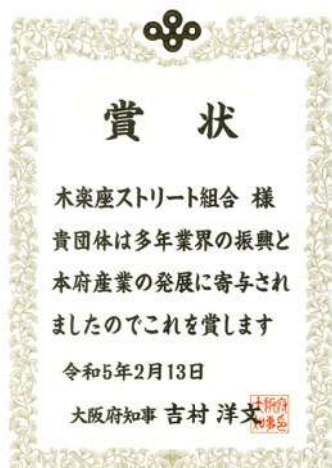
去る2月21日(火)、大阪府商工会議所女性会連合会研修交流会が帝国ホテル大阪3階「エンパイアルーム」にて開催された。当日は府下女性会より144名の方々が参加され、本女性会からも奥野会長はじめ13名が参加。

当日の昼食懇親会では多くの単会のみなさんと交流する機会ができ、その後行われた講話では、2025年日本国際博覧会協会理事・副事務総長 東川直正 氏を講師にお招きし、『大阪・関西万博の目指す未来社会と最新の動向』のテーマの下、2025年に開催される大阪・関西万博について、来場者見込み、来場者輸送対策、会場レイアウト、大阪パビリオンの概要他分かりやすく説明頂き、大変有意義な内容であった。



令和4年度大阪府商工関係者表彰 木楽座ストリート組合が団体として受賞される

去る令和5年2月13日に大阪市中央公会堂に於いて令和4年度大阪府商工関係者表彰式が開催され、木楽座ストリート組合(理事長 高橋澄代氏)が団体として表彰されました。大変名誉ある賞を受賞されましたことを心よりお慶び申し上げますとともに、今後益々のご発展と皆様のご活躍をお祈り申し上げます。



賞状



山口副知事 祝辞



森府議会議長 祝辞

年度末における事業者に対する金融の円滑化について（経済産業省）

～コロナマル経の取扱期限が2023年9月末まで延長となります～

コロナ資金繰り支援継続プログラム

- 「日本公庫のコロナ無利子融資」の借換円滑化や、「日本公庫の資本性劣後ローン」を活用した新規融資の促進を通じて、コロナ禍で債務が増大した中小企業を支援することが必要。
- このため、「日本公庫のスーパー低利融資」等の申込期限を2023年9月末まで延長する。

1. 「日本公庫のスーパー低利融資」（2023年3月末まで）の申込期限を2023年9月末まで延長。「日本公庫のコロナ無利子融資」からの借換えの円滑化を図る（6月に返済開始期限が到来：3万件）。
2. 「日本公庫の資本性劣後ローン」（2023年3月末まで）の申込期限を2023年9月末まで延長。「日本公庫のコロナ無利子融資」を「劣後ローン」に借換える（資本性資金に転換する）ことにより、コロナ債務が増大している宿泊業などが民間金融機関から新規融資を受けやすい環境を整備する。併せて、「劣後ローン」の使い勝手向上のため、
 - ① 公庫と民間金融機関との「協調融資商品」の組成拡大（71件、91金融機関、覚書締結484金融機関）
 - ② 民間金融機関との「協調融資」を希望しない事業者向けに、日本公庫と認定支援機関（税理士、中小企業診断士等3.5万機関）との連携を強化（税理士会、診断協会向けの説明会開催）

※認定支援機関の支援を受けて計画を策定している場合は、「協調融資」は不要。
※①、②について事業者の資金繰り支援等のため金融機関等へ要請
3. 物価高騰対策のために措置した「セーフティネット貸付」（2023年3月末まで）の申込期限を2023年9月末まで延長。
4. 民間金融機関から融資を受けやすくする「コロナセーフティネット4号」（一般枠（2.8億円）と別枠（2.8億円）で100%保証）（2023年3月末まで）の申込期限を2023年6月末まで延長。
5. 2023年3月15日から、「創業時に経営者保証を不要とする信用保証制度」の申込みを開始する。

※コロナマル経についても同様の延長がなされることとなります。詳細は、日本政策金融公庫等より連絡があり次第、あらためてご案内いたします。

<ご参考> ○年度末における事業者に対する金融の円滑化等について要請しました（経済産業省）

<https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230307002/20230307002.html>

令和5年度雇用保険料率のご案内

◆ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000に変更になります。）。
- 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

<令和5年度の雇用保険料率> （赤字は変更部分）

事業の種類	負担者	② 事業主負担		雇用保険二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
		① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	失業等給付・育児休業給付の保険料率		
一般の事業		6/1,000	9.5/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月～)		5/1,000	8.5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	※	7/1,000	10.5/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月～)		6/1,000	9.5/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業		7/1,000	11.5/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月～)		6/1,000	10.5/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

（枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率）

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



中小企業の事業主の皆さまへ

2023年4月1日から

月60時間を超える時間外労働の
割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は50% (2010年4月から適用)
中小企業は25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

> 2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

パンフレット

https://www.mhlw.go.jp/
content/000930914.pdf

深夜・休日労働の取扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜(22:00~5:00)の時間帯に行わせる場合、深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%となります。

休日労働との関係

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

(※) 法定休日労働の割増賃金率は、35%です。

代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇(代替休暇)を付与することができます。

就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

「モデル就業規則」も参考にしてください。

(就業規則の記載例)

(割増賃金)

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

(1) 1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。

- ① 時間外労働60時間以下・・・25%
- ② 時間外労働60時間超・・・50%

(以下、略)

具体的な算出方法(例)

1か月の起算日からの時間外労働時間数を累計して60時間を超えた時点から50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

算出例

> 1か月の起算日は毎月1日
> 法定休日は日曜日
> カレンダー中の赤字は、時間外労働時間数> 時間外労働の割増賃金率
60時間以下・・・25%
60時間超・・・50%

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	5時間	5時間		2時間	3時間	5時間
7	8	9	10	11	12	13
5時間	2時間	3時間	5時間		5時間	5時間
14	15	16	17	18	19	20
	3時間	2時間		3時間	3時間	3時間
21	22	23	24	25	26	27
	3時間	3時間	2時間	1時間	2時間	1時間
28	29	30	31			
3時間	1時間	1時間	2時間			

法定休日労働

月60時間を超える時間外労働

割増賃金率

- ◆ 時間外労働(60時間以下) カレンダー白色部分 = 25%
- ◆ 時間外労働(60時間超) カレンダー緑色部分 = 50%
- ◆ 法定休日労働 カレンダー赤色部分 = 35%

働き方改革推進支援助成金の活用方法(例)

「働き方改革推進支援助成金」は、働き方改革に取り組む中小企業事業主に、環境整備に必要な費用の一部を国が助成する制度です。

[活用例]

労務管理の報告業務が非効率な状況で、時間外労働時間が月60時間を超える労働者が複数名存在した

- 勤怠管理システムを導入
各自の労働時間を把握し、
業務を平準化

- 就業規則に月60時間超の
割増賃金率の規定を改正

取り組みの結果、時間外労働時間が月60時間を超える者がいなくなった

勤怠管理システム導入費用
と就業規則の改正費用に、
働き方改革推進支援助成金
を活用助成率 75%
一定の要件を満たした場合 80%
上限額 最大250万円
事業場内資金の引き上げ等の
一定の要件を満たした場合
最大490万円

助成金のご案内

働き方改革推進支援助成金	生産性を向上させ、労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業主に 対して、その実施に要した費用の一部を助成
業務改善助成金	生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定 以上引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を 助成

相談窓口のご案内

労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などの法令に関する知識や 労務管理体制についてのご相談に、窓口・電話で対応・支援して います。 また、ご希望があれば、個別訪問での相談・支援も行っています。
都道府県労働局 ・パートタイム労働者、有期雇用労働者関係 : 雇用環境・均等部(室) ・派遣労働者関係: 需給調整事業部(課・室)	正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者・有期雇用労働 者・派遣労働者)の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。
働き方改革推進支援センター	働き方改革関連法に関する相談、労働時間管理のノウハウや賃金制度 等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、 社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。
産業保健総合支援センター	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、 産業保健の専門家が相談に応じます。
よろず支援拠点	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題につい て、専門家が無料で相談に応じます。
ハローワーク	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会な どを実施しています。
医療勤務環境改善支援センター	医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応 じて、総合的なサポートをします。 ▶ 「いきサポ」で検索

令和5年3月分(4月納付分)から大阪支部の保険料率に変更されます

令和5年2月分(3月納付分)まで

10.22%

《健康保険料率》

1.64%

《介護保険料率》

令和5年3月分(4月納付分)から

10.29%

1.82%



40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率と介護保険料率をあわせた率となります。皆さまのご理解をお願い申し上げます。

＜お問い合わせ先＞ 全国健康保険協会 大阪支部

電話 06-7711-4300 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く) 〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽ 大阪 検索

協会けんぽ加入事業所対象 健診自己負担額を引き下げます！

令和5年
4月
スタート！

生活習慣病予防健診等の自己負担の軽減

一般健診
対象:35歳~74歳の被保険者(ご本人)

最高
軽減前
7,169円

最高
軽減後
5,282円



協会けんぽの生活習慣病予防健診は、

血圧測定 血液検査 尿検査 心電図検査
胸部レントゲン検査 胃部レントゲン検査
便潜血反応検査

メタボリックシンドロームとともに

5大がん 肺 胃 大腸 子宮 乳房 までカバー！

※子宮頸がん検診、乳がん検診は、別途自己負担が必要です。

協会けんぽでは、更なる保健事業の充実の一環として、令和5年度より生活習慣病予防健診等の自己負担額を引き下げます。詳細については、特設ページをご覧ください。

この機会にぜひ生活習慣病予防健診への切り替えをご検討ください！

お問合せ先：全国健康保険協会大阪支部保健グループ
TEL 06-7711-4302

協会けんぽ 更なる保健事業 PICKUP 検索

化管法及び府条例に基づく化学物質の届出について

＜以下の要件を満たす事業所は、環境への排出量を把握し、毎年の届出が必要です＞

1 届出対象事業者 (①～③の要件を全て満たす事業所)

- ①業種：製造業等 24 業種
 - ②従業員数：事業者全体で常時使用する従業員数が 21 人以上
 - ③取扱量：対象物質(トルエン、VOC 等)の年間取扱量が1トン(一部は 0.5 トン)以上
- ※2023 年(令和 5 年) 4 月 1 日から化管法及び府条例に基づく適正管理の対象となる化学物質が改正されます。詳細は下記ホームページをご覧ください。
- 「化管法(PRTR 法)・条例に基づく適正管理の対象となる化学物質等の改正」ページ
https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/kagaku_kaisei.html

2 届出の内容

化管法・府条例で指定する物質の排出量、移動量、取扱量
化学物質の管理体制や緊急事態の対処等の規定を定めた計画書(化学物質管理計画書)等※
※事業所において常時使用する従業員数が 50 人以上の事業所に限る。

3 届出の受付期間

化管法：2023年4月1日～6月30日(電子届出の場合：7月31日)
条 例：2023年4月1日～10月2日(9月30日が土曜日のため、翌開庁日)

下記市町村に所在する事業所は、届出先は所在地の市町村になります。
大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、
貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、
松原市、箕面市、東大阪市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、
忠岡町、太子町、河南町、千早赤阪村

＜大規模災害時における化学物質によるリスク低減対策について＞

地震等の大規模災害により、化学物質が流出した場合、健康被害や環境汚染の発生が懸念されます。大阪府化学物質適正管理指針において、大規模災害時の環境リスクの低減対策について定めています。化学物質を扱う事業所の皆様は、大規模災害に備えた対策の検討・実施をお願いします。詳細についてはホームページを御参照ください。

対策の必要性、対策実施のメリット

- 有害物質の環境への流出による周辺住民への健康被害を防止することができます。
- 大気・水質・地下水等の環境汚染を防止し、水道水源を汚染から守ることができます。
- 従業員への被害を未然に防止し、またはその被害を軽減することができます。
- 生産設備の被害を軽減し、早期の操業再開が可能になります。

○届出対象外の事業所においても、対策を検討・実施することが重要です。

○府内の事業所で実際に行われている化学物質の漏えい防止等の対策事例をとりまとめた事例集「化学物質を取り扱う事業所で今日からできる対策事例」を御参照ください。

○「化学物質対策」ページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/index.html>

お問い合わせ先：事業所指導課化学物質対策グループ
(直通：06-6210-9578)

生産性向上に取り組む
中小企業・小規模事業者を応援！

生産性向上！



中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援するために
下記4つの補助金をご用意しています

近年での公募となるため、十分な準備をした上で、都合の良いタイミングで、申請・事業実施が可能です。



ものづくり・商業・サービス補助金

- 革新的な製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援します。
- 温室効果ガス排出削減の取組に応じて補助上限を3段階に分け、グリーン枠を拡大します。
- 大幅な賃上げに取り組む場合は補助上限を引き上げます。
- グローバル市場開拓枠の一部類型では、海外ブランディング費等を対象経費に追加し、海外展開を支援します。

申請類型	補助上限額(※1)	補助率
通常枠	750~1,250万円	1/2(※3)
回復型賃上げ・雇用拡大枠(※2)		
デジタル枠	1,000~4,000万円(温室効果ガス排出削減取組に応じて3段階の上限を設定)	2/3
グリーン枠		
グローバル市場開拓枠	3,000万円(海外市場開拓(JAPANブランド)類型では、ブランディング・プロモーション等に係る経費も対象化)	1/2(※4)

大幅な賃上げをする事業者は、最大1,000万円の補助上限を上乗せ(回復型賃上げ・雇用拡大枠などを除く)

現在の公募→
情報ははこちら



(※1) 従業員規模毎に設定(※2) 前年度の課税所得がゼロ以下かつ常時使用する従業員がいる事業者が対象
(※3) 小規模事業者・再生事業者は2/3 (※4) 小規模事業者は2/3

小規模事業者持続化補助金

- 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等を支援します。特に赤字など業況が厳しい中でも、賃上げや事業規模の拡大に取り組む事業者等を引き続き支援します。
- 免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者に対し、全ての申請枠で補助上限を一律に引き上げて支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3※
成長・分配強化枠 (賃上げや事業規模拡大の取組)	200万円	
新陳代謝枠 (創業や後継ぎ候補者の新たな取組)	200万円	

【インボイス特例】

インボイス発行事業者に転換する事業者は補助上限額を一律50万円上乗せ(最大250万円)

現在の公募→
情報ははこちら



※成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4

IT導入補助金

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。
- インボイス制度への対応を見据えたITツールの導入を支援するため、一部補助下限を撤廃します。

申請類型	補助対象経費	補助上限額	補助率
通常枠	ITツール	5~450万円	1/2
デジタル化 基盤導入枠	ITツール (会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等)	下限無し ~50万円	3/4
		50~350万円	2/3
インボイス制度 対応に活用可能!	PC・タブレット等	10万円	1/2
	レジ・券売機等	20万円	1/2
セキュリティ 対策推進枠	サイバーセキュリティサービス 利用料(※)	5~100万円	1/2

※(独)情報処理推進機構(IPA)「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス

現在の公募→
情報ははこちら



事業承継・引継ぎ補助金

- 事業承継・引継ぎに係る取組を支援します。
- 一定の賃上げを実施する事業者を対象に補助上限を引き上げて支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
経営革新事業 設備投資等の新たな取組 (※経営者交代型は承継前の後継者も対象)	600万円	1/2~ 2/3
	800万円 一定の賃上げをする事業者の 上限を200万円上乗せ	1/2 (上乗せ分のみ)
専門家活用事業 仲介・FA費用等	600万円	1/2~ 2/3
廃業・再チャレンジ事業 (※1) 廃業費用等	150万円	1/2~ 2/3

(※1) 経営革新、専門家活用との併用が可能

現在の公募→
情報ははこちら



問合せ先

- ものづくり・商業・サービス補助金：ものづくり補助金事務局サポートセンター(050-8880-4053)
- 持続化補助金：商工会地域の方 ※所在地によって異なるため右のQRコードよりご参照下さい。
商工会議所地域の方のお問い合わせはこちら(03-6632-1502)
- IT導入補助金：サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター(0570-666-424)
- 事業承継・引継ぎ補助金：経営革新事業(050-3615-9053)
専門家活用事業/廃業・再チャレンジ事業(050-3615-9043)

商工会地域
お問合せ先



新会員のご紹介コーナー

(順不同)

偉心塗装

代表者 坂口 竜二

和泉市池上町
塗装工

スナック カリス

代表者 中山 政 垠

泉大津市東豊中町
飲食業

揚げたて天ぷら みよちゃん

代表者 奥村 公 亮

和泉市和気町
飲食業

(株)アースカンパニー 釜山・道川 和泉中央店

代表取締役社長 道川 秀 和

和泉市いぶき野
飲食業

栄晃興業

代表者 坂口 晃 隆

堺市西区平岡町
建築資材、残土運搬

株式会社 salt

代表取締役 草川 智

和泉市尾井町
飲食業

SHIN建設株式会社

代表取締役 中西 真 也

和泉市箕形町
建設業

隼建設

代表者 柿本 隼 人

和泉市阪本町
建設業

HAIR LAB 夜髪 ヨルカミ

代表者 勢川 侑 亮

和泉市府中町
美容室

ETSUBI 株式会社

代表取締役 NGUYEN HUU THANH

和泉市阪本町
製造業

近畿職業能力開発大学校

メカトロニクス技術科 学生募集

令和5年

7月入校

訓練期間：2年

定員：10名

将来、自分が働きたい職業につくためには、それに必要なスキルや知識を身につけることが不可欠です。

近畿職業能力開発大学校は、産業界や地域企業が求めるものづくりにかかる技能や技術、専門的な知識を提供し、就職に必要なスキルを身につけることができます。

企業や高校からは即戦力の人材を育成する大学校として知られている厚生労働省所管の大学校です。

メカトロニクス技術科

説明会日程

- ◆ 日程 4月12日(水) 5月10日(水) 5月31日(水)
- ◆ 時間 13時30分より
- ◆ 場所 近畿職業能力開発大学校

【お問合せ先】近畿職業能力開発大学校 学務課 TEL 072-489-2112

全方向移動機構 (学生製作品)

第163回 簿記検定試験 合格者受験番号一覧 (施行日:2023年2月26日)

2級 14 以上1名 3級 5 8 10 11 17 18 19 20 22 24 30 31 35 以上13名

- ◆点数をお知りになりたい方は和泉商工会議所までお越し下さい。
※電話での問い合わせは行っていません。
- ◆点数表の郵送をご希望の方はメモに氏名・受験番号を明記し、84円切手を貼った返信用封筒(返信先明記)を同封のうえ、下記の住所までお送り下さい。
※合格証書交付は3月30日(木)からです。試験施行日から1年以内にお越し下さい。
- 交付場所 ◆和泉商工会議所で交付 受験票と印鑑をご持参下さい。
※平日(月～金)9:00～17:15、土日祝、年末年始(12/29～1/4)除く
◆合格証書の郵送について・・・お申込をされた方で来所が困難な場合、送付先住所・電話番号を記載したメモ、受験票、520円分の切手を同封のうえ、下記住所までお送り下さい。
(送付先)〒594-1144 和泉市テクノステージ3-1-10 和泉商工会議所 簿記検定担当 宛

次回…第164回簿記検定試験(1・2・3級)
2023年6月11日(日)

受付期間 2023年4月24日(月)～5月9日(火)(ネット受付のみ)
詳細は和泉商工会議所のホームページにてご確認ください。

日本商工会議所では、日商簿記検定試験2級・3級について、年3回の統一試験日におけるペーパー試験に加えて随時受験可能なネット試験を開始しています。
※詳細は、日本商工会議所検定ホームページをご覧ください。(https://www.kentei.ne.jp)

第227回 珠算検定合格者 (施行日:2023年2月12日)

1級	浅海 遥香	上村 龍生	芝 なつみ	中野 理央	恵土 悠生	馬場先 功太	(順不同・敬称略)
	寶亀 つつみ	小野 陽翔	松木 莉子	西川 樹香	青野 千穂	以上11名	
2級	西田 彩人	阿部 朱里	田村 文韻	川原 真未	山本 璃菜	尾崎 卓磨	
	鳥羽 真蔵	以上7名					
3級	南 遼太郎	河本 果歩	細谷 杏奈	山崎 悠大	山本 康介	高松 剛大	
	平田 悠真	田原 柊真	藤井 啓太	以上9名			

★次回珠算検定(第228回) 2023年6月25日(日)



北浜グローバル経営株式会社は経営者・皆様の【ベストパートナー】です。



主な支援内容一覧

- 各種補助金獲得支援
- 経営コンサルティング
- 人材育成研修の企画・実施
- 事業承継、M&A支援
- 雇用(外国人)支援
- IT 導入支援
- HP/展示会等の各種ツール作成、マーケティング支援
- 健康経営支援
- 各種セミナーの企画・運営、組織運営の支援
- 知財戦略の立案、権利化支援 他

支援実績
4,500社
以上

事業再構築
ものづくり
補助金
着手法無料

和泉商工会議所会館に新たに営業拠点を開設しています。ご相談は和泉商工会議所まで



北浜グローバル経営株式会社

Kitahama Global Management Co., Ltd.
認定経営革新等支援機関(第54号 近畿財務局長及び経済産業局長認定)



支援・相談の
受付窓口

☎ 06-4965-3106

【経営支援部直通】06-4967-3288

大阪本社

大阪市北区梅田1-13-1 大阪梅田ツインタワーズ・サウス26F

東京本社

東京都千代田区大手町2-6-4 TOKYO TORCHI常盤橋タワー23F

✉ front@kitahamagm.co.jp URL: https://kitahamagm.co.jp/

ご利用下さい! マル経融資

マル経融資(小規模事業者経営改善資金)とは、
商工会議所の経営指導を受けて経営の改善をしていこうとする方が商工会議所の推薦により無担保・無保証人でご利用できる日本政策金融公庫の融資制度です。

資金の用途	利率	返済期間
運転資金	1.30%	7年以内(1年以内据置可)
設備資金	貸付時の金利で固定 R5年3月1日現在	10年以内(2年以内据置可)

審査の結果により、ご利用頂けない場合があります。
- お問い合わせ先 - 中小企業相談所 TEL53-0320

KIYO
FINANCIAL GROUP

将来の
心配は、
ほっとけん。



紀陽の保険 ほっとけん
医療保険・がん・終身・個人年金・定期・
収入保障保険もお取り扱い中。



和泉寺田支店 ☎0725-45-1771 和泉市寺田町1-5-33(寺田バス停)

和泉中央支店 ☎0725-57-3371 和泉市いぶき野5-1-11(エコーいづみ GMS棟1階)



X7
Debut

本店 〒599-8271 堺市中区深井北町3401番地
TEL:072-277-2300

貝塚店 〒597-0082 貝塚市石才285-1
TEL:072-438-2300

なんば店 〒556-0023 大阪市浪速区福荷1丁目12番14号
TEL:06-6568-2081

BMW 正規ディーラー

Elbe BMW

エルベオート株式会社

https://elbe.bmw.jp

